

アダム・スミス (Adam Smith, 1723~1790)

アダム・スミス『国富論』(1776年)

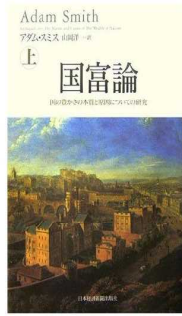
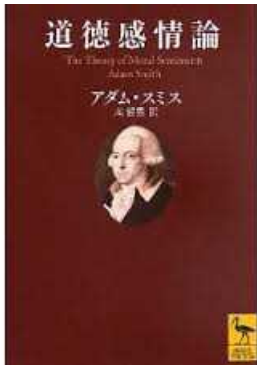
Adam Smith, An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations

「諸国民の富の本質と原因に関する研究」



アダム・スミス『道徳感情論』(1759年)

Adam, Smith, The Theory of Moral Sentiments



ケインズ

← 仇敵 →



F.A.ハイエク 1899-1992

1974年ノーベル経済学賞



M.フリードマン 1912-2006

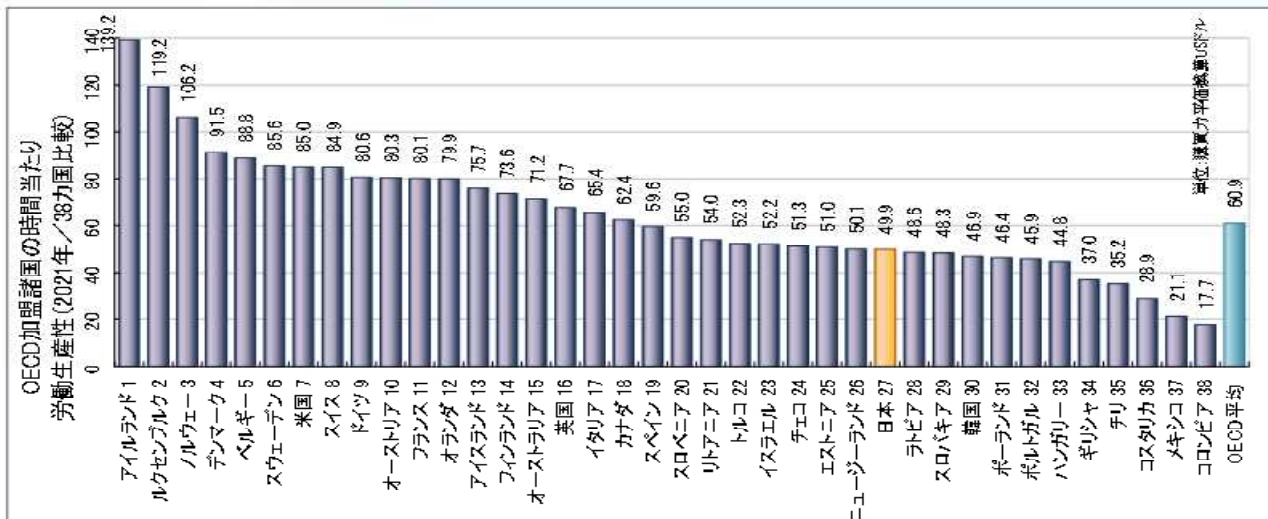
1976年ノーベル経済学賞



J.M.ブキャナン 1919-2013

1986年ノーベル経済学賞

労働生産性



(1) 神の見えざる手 an invisible hand

「人はみな、自分が使える資本でもっとも有利な使い道を見つけ出そうと、いつも努力している。その際に考えているのは、自分にとって何が有利なのかであって、社会にとって何が有利かではない。だが、自分にとって何が有利かを検討すれば自然に、というより必然的に、社会にとってもっとも有利な使い道を選ぶようになる。・・

・このため各人が自分の資本をできるかぎり国内の労働を支えるために使い、しかも労働を生産物の価値がもっとも高くなるものに振り向けようと努力するのだから、各人はかならず、社会の年間の収入ができるかぎり多くなるように努力することになる。もっとも、各人が社会全体の利益のために努力しようと考えているわけではないし、自分の努力がどれほど社会のためになっているかを知っているわけでもない。外国の労働よりも自国の労働を支えるのを選ぶのは、自分が安全に利益をあげられるようにするためにすぎない。生産物の価値がもっとも高くなるように労働を振り向けるのは、自分の利益を増やすことを意図しているからにすぎない。だがそれによって、その他の多くの場合と同じように、見えざる手に導かれて、自分がまったく意図していなかった目的を達成する動きを促進することになる。そして、この目的を各人がまったく意図していないのは、社会にとって悪いことだとはかぎらない。自分の利益を追求する力が、実際にそう意図している場合よりも、効率的に、社会の利益を高められることが多いからだ。社会のために事業を行っている人が実際に大いに社会の役に立った話は、いまだかつて聞いたことがない。もっとも社会のためという考え方は、商人の間ではあまりみられないものなので、そのように考えるのをやめるべきだと説得するために言葉をつくす必要はない。

国内産業のうちどの部分に資本を使うべきか、どの部門であれば生産物の価値がもっとも高くなるのかは明らかに、政治家や立法者に判断してもらうまでもなく、各人がそれぞれの状況に応じてはるかに的確に判断できる。政治家にとって、資本をどのように使うべきかを民間人に指示しようとするれば、配慮する必要などまったくない点に配慮する結果になるだけでなく、一人の人にまかせることなどできないし、どのような協議会や議会にも安心して任せることができない権限、自分こそがそれを行行使する適任者だと思い込むほど愚かで身の程を知らない人物が握れば危険このうえない権限を引き受ける結果になる。」(『国富論』下、29-32)

(2) 高賃金の経済

「労働の報酬が高いと、人口の増加を促すことになるが、同時に庶民が勤勉になる。労働の賃金は勤勉さを刺激するものであり、人間の資質はすべてそうだが、勤勉さも刺激の程度に応じて向上する。食料が十分にあれば労働者は体力がつくし、生活をもっと向上させ、老後は安楽に豊かに生活できるようにしたいとの希望が膨らんで、最大限の力を発揮するようになる。このため、賃金が高い地域ではかならず、賃金が低い地域よりも労働者が元気で、勤勉で、能率的に働いている。たとえばイングランドのほうがスコットランドよりも労働者が勤勉だし、大都市のほうが遠隔地よりも労働者が勤勉だ。労働者のなかには確かに、四日働けば一週間食べていけると、三日はぶらぶらしている人もいる。しかし、そういう人の方が多いわけではない。それどころか、出来高で高い手間賃がもらえるとき、労働者ははたらかすぎで、数年もすると身体をこわしてしまうことが多い。」(スミス『国富論』上 85-6 頁)

(3) 富裕は下層に浸透する：トリクル・ダウン効果

「(未開の部族は働ける者は皆が働き、分け前は平等に分配される。) 繁栄している文明国では、労働をまったくしない人がきわめて多いのに、その多くは労働をする人の大部分とくらべて、労働の生産物を十倍も、ときには百倍も消費する。それでも社会全体の労働の生産物がきわめて多いので、誰でもものを豊富に供給されていて、最下層の貧しい労働者でも、儉約し勤勉に働いていれば、未開の民族では考えられないほど大量に、必需品と利便品を手に入れることができる。」(スミス『国富論』上 1-2 頁)

(4) スミスの時代の福祉制度

「修道院が解体され、困窮者がその慈善活動に頼れなくなり、貧困者救済のいくつかの試みが失敗に終わった後、エリザベス一世時代の 1601 年に救貧法が制定された。この法律で、各教区が区内の貧民を救済する義務を負い、毎年、貧民救済の監督官が指名され、教区委員と協力して教区税によって貧民のための資金を確保するようになった。・・・このため各教区にとって、貧民のうち誰を自分の教区の住民とみなすかが重要な意味をもつようになった。・・・(1662 年の定住法で) 40 日にわたって問題なく居住すれば、誰でもどの教区でも居住権を得られると規定された。同時に・・・治安判事の決定によって、新居住者を居住権のある教区に送り返せるとも規定された。ただし、賃貸料が年に 10 ポンド以上の借家を借りるか、居住している教区の負担にならないことを保証する担保を治安判事が十分だと判断する形で与えた場合には、例外が認められた。」(スミス『国富論』上, 144-5 頁)

救貧法 Poor Laws : 1601 年 (エリザベス救貧法) ~ 1946 年 (国民扶助法)

	イギリス救貧法	現在の日本 (社会福祉制度)
財源	救貧税 (土地所有者)	地方税 1 / 4, 国税 3 / 4
窓口	教区単位	県, 市町村 (社会福祉事務所)
労働不能者	保護, 収容	生活保護, 児童・障害者・母子福祉
労働可能者	賃金補助	生活保護 (急迫していれば)
	就業の援助	就労支援, (職業訓練←雇用保険)
	救済を拒否, 送還	適正化, 窓口で生活保護申請却下

(5) 定住法への批判

「・・・しかし、救貧法が (労働の自由な移動の) 障害になっているのは、イングランドに特有の現象のようだ。この法律によって、貧乏人は自分の教区以外の地域に居住する許可を得るのが難しく、働くことすら難しくなっている。」(スミス『国富論』上, 144 頁)

「イングランドでは、それほど離れていない地域で労働の賃金が大きく違う場合が少なくないが、これはおそらく、定住法で、庶民が一つの教区から別の教区に移り住んで働くのが妨げられているからであろう。」(スミス『国富論』上, 149 頁)

「品行に何の問題もない人を、その人が選んで住んでいる教区から追放するのは、自然な自由と正義をあからさまに侵害する行為だ。しかし、イギリスの庶民は、自由を強く求めてはいるが、たいていの国の庶民がそうであるように、自由とは何かを正しく理解しておらず、すでに一世紀以上にわたって、何の救済策もなく、この抑圧を受け続けている。」(スミス『国富論』上, 149 頁)

(6) スミスの幸福観, 清貧の思想?

「健康で借金がなく、良心にやましいところのない人の幸福に、なにをつけ加えることができようか。この境遇にある人にたいしては、財産の追加など余計なものであろう。そして、もしかだが、財産の追加のためにおおいに気分がうきたっているとすれば、それは、もっともつまらぬ軽はずみの結果であるにちがいない。しかし、この境遇は、人類の自然で通常の状態とよばれるのが、きわめて妥当である。」

(スミス『道徳感情論』水田訳, 一部改変, 上, 116-117 頁)

(7) 同感の存在

「人間がどんなに利己的だと想定されても、あきらかに人間の本性には、いくつかの原理がある。それらは、人間が、他人の運不運に関心をもち、彼らの幸福を、それを眺めるといふ快樂のほかには何もないのに、自分にとって必要なものとするのだ。」(スミス『道徳感情論』水田訳, 一部改変, 上, 23 頁)

（8）中立的な観察者

「われわれ自身を，他人について判断するのとおなじように判断すること。われわれが他人を批評するように，自分自身を批評することは，最も公平で中立的である。そのために，われわれは自分たちを，他者をみるのとおなじ目で，見つめなければならない。」（スミス『道徳感情論』水田訳，上，296 頁）

「道徳的存在は，責任ある（アカウンタブル）存在である。責任ある存在は，その言葉が表現するように，自己の諸行為についての説明を，他人にも弁明しなければならない存在であり，したがって，それらの行為を，この他人の好みにおうじて規制しなければならない存在である。人間は，神と，かれの同胞被造物たちにたいして，責任を有する。」（スミス『道徳感情論』水田訳，上，296-297 頁）